

議事日程(第4号)

平成27年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第97号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第3 議案第98号 第2次対馬市総合計画について
- 日程第4 議案第109号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第6 請願第2号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書
- 追加日程第1 発委第3号 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議
- 追加日程第2 発議第5号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第97号 対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第3 議案第98号 第2次対馬市総合計画について
- 日程第4 議案第109号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第6 請願第2号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書
- 追加日程第1 発委第3号 議案第83号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議
- 追加日程第2 発議第5号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書

---

出席議員 (21名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 春田 新一君  | 2番 小島 徳重君  |
| 3番 入江 有紀君  | 4番 船越 洋一君  |
| 5番 渕上 清君   | 6番 脇本 啓喜君  |
| 7番 黒田 昭雄君  | 8番 小田 昭人君  |
| 9番 長 信義君   | 10番 波田 政和君 |
| 11番 上野洋次郎君 | 12番 齋藤 久光君 |
| 13番 小宮 教義君 | 14番 初村 久藏君 |
| 15番 大浦 孝司君 | 16番 小川 廣康君 |
| 17番 大部 初幸君 | 18番 兵頭 栄君  |
| 19番 作元 義文君 | 20番 山本 輝昭君 |
| 21番 堀江 政武君 |            |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

|      |        |    |        |
|------|--------|----|--------|
| 局長   | 神宮 満也君 | 次長 | 糸瀬 美也君 |
| 課長補佐 | 國分 幸和君 | 主任 | 洲河 直樹君 |

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |        |
|------------|--------|
| 市長         | 財部 能成君 |
| 教育長        | 梅野 正博君 |
| しまづくり戦略本部長 | 平山 秀樹君 |
| 総務部長       | 桐谷 雅宣君 |
| 総務課長       | 有江 正光君 |
| 総合政策部長     | 平間 壽郎君 |
| 市民生活部長     | 俵 輝孝君  |
| 福祉部長       | 仁位 孝良君 |
| 保健部長       | 福井 順一君 |

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 農林水産部長          | 阿比留勝也君 |
| 建設部長            | 西村 圭司君 |
| 水道局長            | 増田 敬一君 |
| 教育部長            | 豊田 充君  |
| 中対馬振興部長         | 多田 満國君 |
| 上対馬振興部長         | 園田 俊盛君 |
| 美津島行政サービスセンター所長 | 根メ 英夫君 |
| 峰行政サービスセンター所長   | 三宅 一郎君 |
| 上県行政サービスセンター所長  | 永野 清利君 |
| 消防長             | 竹中 英文君 |
| 会計管理者           | 阿比留 保君 |
| 監査委員事務局長        | 松尾 龍典君 |
| 農業委員会事務局長       | 春日亀剛一君 |

---

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

ただいまから、お手元に配付しております議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第83号

日程第2. 議案第97号

日程第3. 議案第98号

日程第4. 議案第109号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）から、日程第4、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題とします。

議案第83号は、各常任委員会に分割付託、議案第97号及び98号は総務文教常任委員会に、議案第109号は産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） おはようございます。

ただいまより、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成27年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付

託されました議案第83号、議案第97号、議案第98号について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金で地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の追加、地域経済循環創造事業交付金の減、15款県支出金で長崎県議会議員選挙費委託金の減、18款繰入金で減債基金繰入金、子ども夢づくり基金繰入金、合併振興基金繰入金の追加、20款諸収入で博物館建設事業負担金の増、21款市債で博物館建設事業債の追加が主な補正であります。

歳出は、2款総務費ではCATV施設の修繕料、地方バス路線維持費補助金の追加、災害対応型再生可能エネルギー設備設置工事、地域経済循環創造事業補助金、長崎県議会議員選挙費の減、9款消防費は豪雨災害における防災対策費の追加、消火栓設置負担金の減、10款教育費は阿連地区スクールバス車庫建設工事及び通学バス待合所建設工事、美津島町文化会館屋上防水改修工事、博物館建設に伴う測量調査・設計監理等委託料、スポーツ活動振興補助金の追加、お船江保存修理工事費の減、12款公債費で償還金元金の追加が主な補正であります。

議案第97号、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例は、社会保障・税番号、いわゆる「マイナンバー」を、本市が行う行政事務で法律に規定がない事務において利用することを定めるものであります。

議案第98号、第2次対馬市総合計画については、これまでの10年間の成果や新たな課題、現在進めている本市の重要施策等を踏まえたうえで、市民の声や思いを反映させるよう検討を重ねた、これからの10年間の計画であります。

特に質疑、意見が集中しましたのは、議案第83号の博物館建設事業で、審査の経過について御報告申し上げます。

最初に、前回の定例会におきまして、当委員会として指摘した運営費等の未確定な部分等につきまして、理事者より説明を受けました。

博物館整備計画の規模縮小により、人件費を除く運営費が約5,000万円と精査された試算がなされました。

この毎年の運営費等に対して、全委員が懸念しておりましたが、理事者より、安定的財源の確保対策として、1、特産品の返礼品を伴う「ふるさと納税」制度の事業を、来年度から実施できるよう準備したい。2、国策として来年度から創設される予定の「企業版ふるさと納税制度」の活用について、積極的に取り組んでいきたい。3、博物館における企画事業を指定する寄付メニューを創設したい。4、入館料をツアー料金に組み込む形での入館者の誘客に取り組んでいきたい。等の説明がありました。

採決では、議案第97号、議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）については、博物館建設事業に係る5,740万7,000円を減額する修正案が提出されましたが、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、原案につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

さらに、博物館に係る運営費の財源を補填するため、ふるさと納税制度等の事業を構築するよう、委員会の総意として附帯決議を付すことに決しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） おはようございます。

ただいまより、厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成27年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は、2款総務費、3款民生費、4款衛生費です。

その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

まず、市民生活部所管の主なものは、歳入15款2項3目2節清掃費補助金で、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の交付決定に伴う減です。

歳出は、2款2項2目賦課徴収費は、過誤納還付金が当初の予想を上回り予算不足となったため、既に流用していたものの補填も含めた増です。

3項1目12節役務費は、マイナンバー制度開始に伴う通知カードの返戻分の再送付に係る郵送料の増です。

4款1項4目環境衛生費のうち、11節需用費は、つつじの苑の監視制御盤液晶タッチパネルの取り替え修繕による増です。

2項1目清掃総務費は、海岸漂着物等地域対策推進事業の交付決定による減額に伴い、それぞれの節を増減するものです。

2目15節工事請負費は、久田不燃物捨て場の不法投棄防止対策として、入り口の門扉取り付け等による増です。

委員から、マイナンバー制度について、高齢者にもわかりやすいような周知をするよう指摘があり、今後、広報紙やケーブルテレビで周知を図りたいとの回答がありました。

また、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金の減となったことによる今後の市の対応について

は、昨年までの海岸漂着物協議会において行動計画を策定しており、その中で今後、中間支援組織を立ち上げて議論をしていくとのことでした。

次に、福祉部福祉課所管の主なものは、歳入14款1項1目民生費国庫負担金のうち、1節社会福祉費負担金の増です。

また、15款1項2目民生費県負担金のうち、1節社会福祉費負担金は、国庫負担金と同様に、自立支援費負担金と障害児通所給付費負担金の増です。

歳出は、3款1項1目20節扶助費の特別障害者手当給付費負担金で、給付額の改定及び対象者の増加による増、自立支援費負担金は平成27年度に障害者総合支援法に基づく基本報酬の算定見直しが行われたことに伴う増です。障害児通所給付費負担金は、利用者の増加に伴う増です。

5目老人福祉費の11節需用費の修繕料は、特別養護老人ホームひとつばたごの火災報知機の老朽化に伴う更新による増です。

20節扶助費の養護老人ホーム入所措置費は、入所者増加による増、また、高齢者生活支援給付費の内訳につきましては、食の自立支援助成は対象者増加による増、高齢者生きがい活動支援助成及び軽度生活支援助成については、利用者減少による減です。

養護老人ホーム入所者のうち10名が市外に入所することについては、島内が満床だから待機期間等を考慮した家族が島外に行くことを希望するケースがある、ということでした。

福祉部子ども未来課所管の主なものは、歳入14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項2目民生費県負担金のうち、それぞれ3節児童福祉費負担金の増です。

また、へき地保育所事業が平成27年度から新制度に移行したため、14款2項2目民生費国庫補助金及び15款2項2目民生費県補助金のうち、それぞれの保育緊急確保事業補助金を減額し、14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項2目民生費県負担金それぞれの3節児童福祉費負担金に、新たに施設型給付費を追加するものです。

18款2項1目18節子ども夢づくり基金繰入金は、子ども夢づくり補助金のスポーツ振興費補助金不足による増です。

歳出3款2項2目7節賃金は、正職・嘱託保育士等の休職・退職に伴う臨時保育士等の賃金の増です。

保育所運営分として、11節需用費のうち修繕料は、園舎の雨漏り修理等、15節工事請負費は保育所遊具撤去分の増です。

また、認定子ども園関係として、11節消耗品費は給食用食器購入費、18節備品購入費に園児用机、椅子、絵本棚購入費等を計上しております。

20節扶助費は、母子生活支援施設負担金が、入所世帯数減による負担金の増です。

委員から、臨時保育士の賃金が約1,700万円も追加計上されていることは、職員構成上、

また、保育施設運営上、改善が必要であり、慢性的な保育士の志願者不足解消のために正職員と嘱託職員との賃金格差の是正等、強く指摘がなされました。

保育士の嘱託職員については、募集をかけても希望者がいない状況で、今回の補正も、嘱託職員の報酬を減額し、臨時職員の賃金を増額したもので、今後も改善に向けて取り組んでいきたいとのことでした。

また、来年4月に開園予定の比田勝認定こども園の送迎時の駐車場問題についても指摘があり、今後、関係機関と協議のうえ、安全確保に向けて努力していくとの回答がありました。

福祉部保護課所管部分は、歳出3款3項2目20節扶助費の住宅扶助費が、平成27年7月1日付で改正されたものによる増及び救護施設へ1名入所したことによる施設事務費の増、また、医療扶助費の減をそれぞれ計上したものです。

保健部保険課所管の主なものは、歳出3款1項5目28節繰出金のうち介護保険特別会計繰出金は人事異動による人件費の減と、特定入所者介護サービスが平成27年8月から増額改定されたことによる保険給付費の増です。

保健部地域包括・医療対策課所管部分の主なものは、歳出4款1項1目保健衛生総務費で、診療所特別会計を補正予算計上したことによる繰出金の増です。

また、5目診療所費は、旧対馬いづはら病院跡利用としての無床診療所の整備費については平成27年9月定例会時の補正予算で可決されましたが、実施設計書が完成したところ、予算が不足することとなり、3,486万3,000円の増です。

これは、既存の設備が再利用できない分と、消防・水道との協議が後協議になったため、追加工事が多くなったことが主な原因です。

以上、本委員会に付託されました議案第83号について、慎重に審査をし、採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） おはようございます。

産業建設常任委員会報告をいたします。

平成27年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第83号、議案第109号及び発議第4号の3議案であります。その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告をいたします。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）の本委員会に係る歳入では、14款国庫支出金において公共土木施設災害復旧費負担金は、9月1日の豪雨により被災した普通河川16カ所、市道5カ所の計21カ所の災害復旧事業に伴うもので、現地での再調査におい

て費用が変更となったことに伴う補正であります。

また、道路橋りょう費補助金は、市道久田日掛線や堂坂線など、市道7路線の道路改良及び雑知千馬ヶ原線、津柳女連線など6路線の法面工事と、橋梁補修事業に伴うもので、いずれも社会資本整備総合交付金事業の交付決定に伴う減額によるものであります。

歳出については、2款総務費では、地籍調査事業で県からの交付決定が、今回、補正額と同額に減額されたことによるものであります。

6款農林水産業費では、農地中間管理事業に係る機構集積協力金、イノシシ捕獲補助金及び漁港建設費の測量調査、設計監理等委託料の増額、しいたけ生産推進補助金、漁港建設費の工事請負費の減額が主なものであります。

7款商工費では、対州馬の頭数増による飼料費等の増額が主なものであります。

8款土木費では、市道改良事業等、社会資本整備総合交付金事業の交付決定に伴うもの及び住宅建設費の工事請負費の減額などが主なものであります。

11款災害復旧費では、9月1日の豪雨により被災した河川の災害復旧に係る工事請負費の増額が主なものであります。

次に、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定については、湯多里ランドつしまの指定管理期間が、平成28年3月31日をもって満了することから、指定管理者選定委員会を開催し、今後の安定的な施設運営など総合的に判断し、選定を行った結果、引き続き、有限会社対馬ビルサービスを指定管理者として指定するものであります。

なお、指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

以上、本委員会に付託されました議案第83号及び議案第109号の2議案につきましては、慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例については、宗家の城下町として栄えた厳原の町並み景観等をはじめとする本市の貴重な財産を後世に継承しつつ、景観資源を活かした観光や地域間交流の促進など、今後のまちづくりに活用していくという提案理由の趣旨は十分理解できるものであります。

委員からは、「当面は厳原地区を対象としたとしても、どこまで区域を広げるのか」「地区全体を指定するのか、地区内の一定の区域を定めて指定するのか」「所有者や有識者の方々との意見交換が必要」、また「時間をかけてじっくり協議すべき」だとの意見があり、委員会としても慎重に審査をしたうえで結論を出すべきという意見で一致し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。



以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 総務文教委員長に2点ほど、確認というか、お尋ねをしたいと思  
います。

まず、資料3ページの議案第98号、第2次対馬市総合計画については、内容、具体的には触  
れられませんでしたけども、質疑あるいは理事者からの説明等で、項目が、これはという項目が  
ありましたら説明願いたいと思います。

それから2点目、議案第83号の博物館建設事業では、いわゆる建設後の運営費については報  
告のとおりお聞きしました。それで、建設費の負担内容等については質疑、説明はなかったのか、  
お尋ねをいたします。

以上、2点です。

○議長（堀江 政武君） 総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 小島議員の質問にお答えをいたします。

まず、後段のほうの博物館関係についてでございますが、小島議員のほうも最初の、議案上程  
の際に御質問されたと思うんですが、壱岐の負担割合と対比をさせながら、対馬の負担割合を  
どうにかならないかという御質問をされたと思うんですが、そこで、壱岐の場合とは比較できる  
ものではないという、部長からのお話がありましたが、委員会におきましては、この分も懸念す  
るところでありましたけども、この建設事業費についての負担割合については交渉の余地はない  
という説明があったところでございます。

この建設事業費についても、非常にその後、懸念するところが、34億という非常に高額な事  
業費ということで、負担割合の交渉の余地がなければ、委員のほうから、規模の縮小をできない  
かという、今回、37億が34億と縮小されましたけども、さらに縮小する余地はないかという  
質問に対しましては、理事者のほうからは展示スペースを設けることが今回、観光客の入り込み  
を図りたいという大きな目的であったと。倉庫等の、収蔵庫等の確保がメインの考えではないと  
いう、で、これ以上の縮小はデメリットのほうが大きくなる可能性があるという説明があったと  
ころでございます。運営費等も、ですかね。

○議員（2番 小島 徳重君） いいです。

○議員（7番 黒田 昭雄君） いいですか。

一応、建設費等についてはそのような状況でございます。

それから、前段の対馬市総合計画についてのですね、これは、という項目でございますが、こ

これは、ある委員から、かなり慎重に審議するという姿勢を見せられました。この分については、全協はですね、11月2日、1回しかなかったということで、審議したわけではありませんけども、我々としての思いはもう少し、議員のほうにもう1回、もう2回、慎重に提案、または議員の声を前もって聞くべきであったろうということは、感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、1点目の総合計画についてですけども、今の説明にもあったように、やはり10年間にわたる対馬市の重要な基本方針となる計画ですから、回答のとおり、もっとやはり議会にも、それから市民にも周知し、そして市民の声ももっと反映するし、あるいはその前に市民への説明等、当初この総合計画をつくる時の計画では、もっと丁寧な説明とか、あるいは意見聴取というのが組まれていたと思います。そして住民への説明等も行うというようなことがあったけども、このことが十分に行われてないというのは、もう今言っても残念なんですけども、また今後のこの、同じような計画つくられる際にはぜひ、そのことを、やはり私たちも十分考えておかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

それから、2点目のことについては、建設費のことについては理事者からの回答が、費用負担については交渉の余地がないというのは、甚だ私は残念だと思っております。

私は、博物館建設については、議会に上がる前から、いろんな場で、博物館は必要だというふうにいろんなところで意見を申し上げてきましたけども、議会に来てからもそう思っておりますけども、費用負担については、今のその委員長の報告については、私としては納得いきかねますけど、また今後、いろんな場で、本体建設についての提案とかなされた折には、意見を申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに、総務文教常任委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長報告に対する質疑はありますか。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） いづはら病院跡利用の無床診療所の追加補正について、質問いたします。

当初、9月予算で5,700万円の補正が生まれ、その後、約3,500万もの追加が生じております。これは、今までも散見されてきた、いわゆる後出しじゃんけん予算というふうに批判をされてもしょうがない。まず、予算をつけてもらった後、追加になると、議会としては判断に苦しむ、そういう案件だと思います。

この件につきまして、委員会のほうで理事者側に対して強い指摘等があったかどうか、お聞きいたします。

○議長（堀江 政武君） 厚生常任委員長、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 脇本議員の質問にお答えしますが、これ、厚生委員会としても当然のこと、問いただくことは当然であったわけです。

でも、その中身を聞いた中で、追加というか状況が、建築主体工事の400万円の不足というのが、いろんな、診療所、新しくやりかえる場合に間仕切り等が出てきた、それに対して電気設備工、エアコンとか、いろんな空調関係とかそういうのが出まして、3,500万不足が生じたということが説明がありました。

これを、私たち厚生委員会で、どういう形で追及しようが、前に進むしかないんですよ、いづはら病院を診療所として開設していくには。だから、委員会のほうとしては、それ以上の追及はしておりません。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する各常任委員長の審査報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は、原案のとおり、可決されました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

午前10時36分休憩

-----  
午前10時37分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しましたとおり、総務文教常任委員会から発委第3号、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議が提出されました。この発委は、議案第83号に関連する事件でありますので、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第1. 発委第3号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、発委第3号、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ただいま議題となりました発委第3号について、提案趣旨を御説明いたします。

発委第3号、平成27年12月18日、対馬市議会議長、堀江政武様、総務文教常任委員会委員長、黒田昭雄。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議。上記議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

それでは、附帯決議を読み上げて、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議。

博物館建設事業に関する予算執行に当たっては、オープン準備段階から多額の運営費の一部を補填する安定的な財源確保対策として、特産品による返礼品を伴うふるさと納税制度や、博物館の入館料を含んだ旅行パックの導入等の早期構築を求める。

以上、決議する。

平成27年12月18日。長崎県対馬市議会。

以上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから、趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、委員会への付託を省略し、直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

発委第3号、議案第83号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は、原案のとおり決議することに決定しました。

次に、議案第97号、対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、第2次対馬市総合計画について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（堀江 政武君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

お諮りします。発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例については、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

### 日程第6. 請願第2号

○議長（堀江 政武君） 日程第6、請願第2号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

本件は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。

総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成27年第4回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました請願第2号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願書について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本請願は、現在の日本国憲法を新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を策定し、国民がみずから判断する国民投票の早期実現を求める意見書を、国に提出するよう要望するものであります。

委員から「我が国が直面する諸課題への的確に対応するため、国会において憲法改正に関する検討を早期に進めていくことが必要だ」との意見がありました。

審査の結果、請願第2号は、一部反対意見もありましたが、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これから討論、採決を行います。

請願第2号に対する討論はありませんか。反対討論からお願いします。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書提出についての請願に対して、反対の立場で討論します。

なお、本議案については、小職の所属する総務文教委員会で賛成多数で採択された後、少数意見の留保を申し出ましたが、一人の賛同者もなく、少数意見の留保もできませんでした。本来は、所属委員会の決定に本会議では従うことが慣例ではありますが、本議案は思想・信条に関わる案

件であることから、あえて反対討論を行うものです。

まず、請願理由の第一に、1964年制定以来一度も改正されていないことを掲げています。これは全く理由になりません。なぜなら、それは改正を要しなかったほど崇高な三大原則、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を基本理念とする、世界に先駆けた誇るべき憲法であるからです。

前文で、主権が国民に存することを宣言した国民主権第9条戦争の放棄や、前文でうたわれている平和主義、また97条が宣言するように、基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものです。

先人のあまたの尊い犠牲の上に獲得されたこの憲法の基本原則が侵され、簡単に奪われることがないように、第96条で、憲法改正には各議院の総員の3分の2以上の賛成による国会発議と国民投票が必要である、と厳しい改正要件が定められています。この憲法改正手続を定めた96条について、各議院の総員の過半数へと改正要件を緩和させようという動きがあります。

そもそも憲法とは、国民の権利を制限する、すなわち国民を縛るものではなく、権力に携わる者を縛るためのものです。請願理由の2番目の中で出てくる「国民の守るべき義務と自覚を定めておく」などは勘違いも甚だしいと言えます。

憲法改正に当たっては、国会のみではなく、国民の間でも十分慎重な議論が尽くされる必要があります。仮に発議要件が緩和されれば、反対意見について十分な審議が尽くされないまま発議に至る可能性が高くなります。

また、現在の選挙制度のもとでは、得票率が3割に満たない政党が、おのおのの議院の過半数の議席を占めることもあり得るため、発議要件が緩和されると、国民の多数の支持を受けていない憲法改正が容易に発議されてしまう危険性が生じます。

発議要件の緩和は、国家権力が憲法の縛りを解くために簡単に憲法改正の発議を可能とするものであり、立憲主義と人権保障の観点から許してはならないことです。

今回の請願では、第96条の改正や第9条の改正を具体的に示してはませんが、提出団体の従来の主張から、そこが本丸であることは明らかです。

そもそも、憲法のどの条文のどの部分に改正が必要なのか明らかでない以上、議論をするに値しないと思われます。

先般、憲法学者の大半が違憲だと言及している集団的自衛権をめぐる論争を打ち切り、強引に採決を行った現政権に、多くの国民は怒りと不安を抱いています。

このような時代背景からも、今地方議会に求められる役割は、住民の生命と財産及び人権を守る観点から、国家権力の暴走に歯止めをかけることであって、安易に迎合することでは決してな

いはずです。

以上の理由により、請願第2号は否決すべきであります。議員諸氏の良識ある御賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかに討論はありませんか。

○議員（11番 上野洋次郎君） 賛成討論。

○議長（堀江 政武君） 賛成討論ありますか。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 新政会の上野洋次郎でございます。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書に、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現憲法は、昭和22年5月3日に施行され、制定の経過については改めて述べるまでもありませんが、我が国の憲法を日本国民が考え、みずからの手でつくられたものではないことは明らかであります。他国の意思によってつくられた憲法を未来永劫尊重していこうという国が、世界中見渡してどこにあるのでしょうか。できるだけ早く国家、国民の総力を挙げて自主憲法を制定して、我が国の生存と安全を確保し、独立と主権を守ろうとする新しい体制をつくることが重要と考えます。

現憲法の中で、今の時代にそぐわなかった箇所、また積極的に内容を変えるべきであろう点が多くありますが、この件については、仮に憲法改正を行うとなった際には、今後、国会の中で、与野党間で改正すべき条文を調整されるものであらうと思われまますので、特にここでは、私が問題意識を持っている点について申し上げます。

まず、憲法の前文にあります「日本国民は、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とうたわれている点であります。

この点に関して、世界を取り巻く情勢は大きく変化をしています。ソ連崩壊後にアジア太平洋地域も大きな変化を経験しており、特に、中国は海洋面で独断的になっており、南シナ海で大きく領海を主張しているだけではなく、東シナ海では日本の尖閣列島の実効支配に対抗しようとしています。また、北朝鮮は、ここ20年間で核兵器や弾道ミサイルの開発に動き、たびたび核実験を強行し、弾道ミサイルの発射を繰り返しています。これらの行為を、日本の近隣国が平和を愛する諸国民と言うには、疑問を持たざるを得ない情勢であります。やはり国民と国土、領海・領空を自力で守るのが、国家の重要な役割であると認識します。この点からも、残念ながら、現憲法の前文は今の時代にそぐわないことは明らかであります。

また、どこの国の憲法にも、歴史、伝統、文化の香りを持っています。日本国憲法にはそれが全くないことが、識者の中からも指摘がある点、また、環境問題や家族に関する重要性など、憲法改正でつけ加えていくことも肝要であると考えます。

我が国の主権と国民を自分たちで守る。世界平和のために役割を果たすことによって、日本人



としての誇りのもと、世界の国々から尊敬される国でありたい。また、内にあつては、現憲法でうたわれていない家族の大切さを強調し、利権と自由ばかりを求めている国民の行動規範に関して責任と義務を重視し、誠実な日本を取り戻すためにも、国会において活発かつ広域な議論を推進するとともに、国民に丁寧に説明をし、広く国民的議論を喚起されることを望みます。

以上の理由により、憲法改正の早期実現を求めるものであります。議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（堀江 政武君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。追加日程及び追加議案を配付します。再開は11時10分からとします。

午前11時00分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しましたとおり、黒田昭雄君外から、発議第5号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第5号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第2. 発議第5号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第2、発議第5号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） ただいま議題となりました発議第5号について提案趣旨を説明い

たします。

発議第5号、平成27年12月18日、対馬市議会議長堀江政武様。提出者、対馬市議会議員黒田昭雄。賛成者、対馬市議会議員大部初幸、同じく春田新一。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則14条第1項の規定により提出します。

それでは、意見書(案)を読み上げて、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書(案)。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまで約70年が過ぎ、その間、改正が行われたことは一度もありません。

しかしながら、70年という長い年月の間、我が国をめぐる内外の諸情勢は、劇的な変化を遂げてきました。

日本を取り巻く外交安全保障情勢をはじめ、家族、環境などの諸問題、そして、大規模災害等への対応が求められています。

このような状況の変化を受け、さまざまな憲法改正案が各政党や報道機関、民間団体から提唱されています。

国会においても平成19年の国民投票法の成立、さらに昨年6月には改正国民投票法が成立し、憲法改正に向けた制度が整備されるに至っています。

よって、国におかれては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において、憲法改正案を策定し、国民に丁寧に説明するとともに、国民的な議論を経て国民がみずから判断する国民投票を早期に実施できるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成27年12月18日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、内閣官房長官様、総務大臣様、法務大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

以上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(堀江 政武君) 説明が終わりました。

これから、趣旨説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 政武君) 異議なしと認めます。

本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論、採決を行います。

発議第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

---

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 第4回対馬市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、12月8日から11日間にわたり慎重に御審議いただき、御提案申し上げます。全ての議案につきまして御決定賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会で議決いただきました案件につきましては、市民皆様の生活と福祉の向上に向けまして適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。

また、議案第83号、平成27年度一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議については、議会の議決と重く受け止め、実効性のある「ふるさと納税制度」の構築をはじめとして、財源の確保に努めてまいります。

次に、5件御報告を申し上げます。

12月13日に対馬市交流センターにおいて「対馬学フォーラム2015」を開催いたしました。

本フォーラムは、大学教授や学生等、市民の皆様が一堂に会し、みずからの研究、活動の成果発表の場と位置づけております。

開会式に続き特別報告として、上対馬町豊小学校児童の皆様から「ぼくら、町の宣伝隊、対馬らしい生き方」と題した発表が行われ、引き続き、植物性乳酸菌研究の第一人者である東京農工大学の岡田教授からは、対馬に「せんだんご」が生まれた背景から、その製法や、また、ほかの

土地にはない特異な発酵食品であることなどの研究報告がなされました。

そして、幅広い分野で、さまざまな視点からの対馬に関する研究、成果報告のポスター発表大会が行われ、いずれも、優劣を決めがたい、審査員泣かせのすばらしい、61に及ぶ発表が集まり、その中「シティプロモーション3対馬新商品開発プロジェクトなどの取り組み」を発表をしました、対馬高等学校商業経済部が最優秀賞に輝きました。

当日は、市民、大学、高校等の関係者約300名の参加をいただき、改めて対馬の魅力や課題などに触れる貴重な機会となったのではないかと考えております。

今後も、対馬をフィールドとした、域学連携による研究、実践活動を推進し、さらに島内外への情報発信とあわせ、「学びのフィールド対馬」に触れる交流の場として「対馬学フォーラム」を継続できるよう取り組んでいきたいと思っております。

また、フォーラムの概要については、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

さらに、発表されたポスターにつきましては12月20日までの期間、対馬市交流センター3階展示ホールに展示しておりますので、近くにお立ち寄りの際はぜひ、足をお運びいただきたいと存じます。

次に、平成27年9月18日から開始しております、対馬市ホテル用地における宿泊施設整備事業者の公募について、進捗状況を御報告申し上げます。

事業者のプロポーザル参加意思表明書の提出期限を12月15日としておりましたが、次のとおりの参加意思表明がありました。

一つとして、上対馬町西泊ソモヤ用地につきましては4事業者。

二つ目、巖原町野良用地前焼却場跡、これについては1事業者。

三つ目、同じく巖原町野良造成地に関しては1事業者の応募がございましたが、残る巖原町野良の火葬場跡地への応募はありませんでした。

なお、今後のスケジュールといたしましては、参加資格を満たした事業者によるプレゼンテーションを行い、2月末ごろを目途に業者を決定する予定としております。

次に、比田勝認定こども園の開園時期についてでございます。

園舎及び第1園庭は、1月末を工期とし工事を進めておりますが、当初より第2園庭予定地を当該工事の資材置き場とせざるを得ない状況であったことから、第2園庭の年度内完成は実質困難なものとなり、4月の開園後においても十分な園児への安全対策を実施し、第2園庭工事を進めることとしておりました。しかしながら、保護者をはじめ、関係者の皆様から工事期間中の万一の事故を心配する御意見等をいただきました。また、先般の関係職員による実務者会議での協議の結果、開園を延期してでも園児の安全確保を最優先すべきであるとの報告を受けましたので、工事完成後の開園とすることで調整を始めたところでございます。

次に、本年5月から一部供用開始をしておりました比田勝港国際ターミナルは、残る審査棟部分が今月末完成予定で、年明け1月13日から全面的な供用を開始いたします。

最後に、本定例会中の一般質問にあった対馬病院への要望についてでございますが、私も議会の品位と対馬病院の名誉のため一般質問の内容等により、市民の皆様が誤解を招くことがないよう担当部長を対馬病院に出向かせ、その取り扱い等について協議したところでございます。

質問の内容は、幾つかございましたが、対馬病院は入院患者も預かる施設であり、保安上の問題等から時間外においでになられる市民におかれましても、一定の御理解をいただかなければならない点もあると存じます。

また、入院患者さんへの食事の提供につきましては、食事制限の関係もありますが、おいしい食事を心がけているとのことでもございました。

さらに、窓口での精算の際、自費での支払いを求められたことにつきましても、市の健診の再検査であることを双方で確認できていなかったことによるトラブルであったとのことでもございました。

いずれにいたしましても、開院当初は業務の一部で混乱もございましたが、病院関係職員の努力や市民の皆様の貴重な御意見等により、改善された部分もあり、落ちついてきたように思います。

対馬病院は、私たち対馬市民の基幹病院であります。市民から信頼され愛される病院として発展していくよう、官民一体となって支え育てていくべきものと考えております。

そのためには、対馬市といたしましても支援は惜しまないつもりでございます。

議員皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

以上、報告でございました。

さて、新年の行事でございますが、1月3日に成人式、5日には消防出初め式を予定しております。議員の皆様には新年早々、お忙しいとは存じますが、御出席いただき、新成人並びに消防団員への激励を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、議員皆様はじめ市民皆様方の御健勝と来る新年が皆様方にとって希望にあふれた飛躍の年となりますよう祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） 閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

平成27年第4回定例会は、議案全般にわたり熱心に御審議していただき、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かさ

れることを期待いたします。

さて、平成27年も残すところあとわずかとなりました。ことしは10月、青森県十和田市で開催されました「B-1グランプリ」において、対馬とんちゃん部隊が2度目のシルバーグランプリを受賞され、大いに対馬を宣伝していただきました。とんちゃん部隊の関係者の皆様に、心から感謝と敬意を表しますとともに、さらに今後のご活躍を期待申し上げる次第であります。

また、5月には対馬病院の開院、ふれあい処つしまの開設など、市民生活に深く関わる環境の変化もございました。

また、国境離島特別措置法の制定につきましては、特別委員会、期成会、市長部局が協力し、陳情、要望を重ねてきたところでありますが、さきの国会では安全保障法案が終盤まで審議されたこともあり、法案の提出及び可決までには至りませんでした。しかし、この件に関しましては、今後とも28年通常国会に提案、制定していただくべく、我々も努力しなければならないと、思いを新たにしているところでございます。

終わりに、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。

平成27年第4回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時28分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 大部 初幸

署名議員 兵頭 栄